

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	3年度予算額	4年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(18) 介護給付適正化計画及び給付費適正化主要5事業の実施状況	本省	—	190,634 の内数	181,329 の内数	▲9,306 の内数	—

事業の概要 介護給付適正化計画（以下「適正化計画」という。）は、保険者（市町村）と都道府県が、給付費算定に関わる介護サービス見込み量等を定める3年間の介護保険事業（支援）計画（以下「事業計画」という。）に合わせて、給付費自体の適正化に資する事業（以下「適正化事業」という。）に戦略的に取り組むべく「介護保険法」により策定することとされたもの。市町村は実施する適正化事業の考え方や目標について、都道府県はその支援策について、計画を策定することとなっている。また、適正化事業のうち、厚生労働省が重要事業として指針によって定めるものを、適正化主要5事業という。

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 適正化計画の位置付けの検証

医療費適正化計画と比べて、介護給付適正化計画は過度な費用増大防止や効率化の観点が乏しいため、費用低減や効率的サービス提供を重視していくべき。また、適正化主要5事業を分析し、事業内容の見直しを行うべき。

### 2. 適正化主要5事業が、どの程度実施されているか。

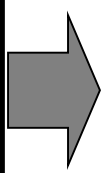
現在実施している適正化効果が大きい事業は、全ての保険者で実施するよう義務化を検討するべき。また、実施コストの方が大きく効果が少ない事業については、少ない費用で実施できるよう、取組方法を改善すべき。

具体的には、市町村同士で共同事業を実施することを検討する。また、都道府県はより主体性を持って、積極的な支援を盛り込んだ適正化計画を策定して市町村を支援する。同一都道府県でも市町村の取組にばらつきがある場合は、その解消に向け都道府県が広域的取組を実施する。

### 3. 介護給付費の地域差がどのように生じているか。

都道府県が主体的に各種指標のデータ収集や客観的な分析を行い、市町村の適正化事業の進捗状況を含めて対外的に公表を行っていくことで「見える化」を進めていく必要がある。

次期の適正化計画の見直しに合わせて、「見える化」に必要な体制を構築するとともに、得られた分析結果等を活用し、給付費の更なる適正化を進めるよう、都道府県の適正化計画の在り方を見直していくべき。



## 反映の内容等

### 1. ～3. について

第9期事業計画期間（令和6～8年度）に向けて、介護給付費の過度な増大を防ぎ、効率的なサービス提供を図るべく、適正化事業の在り方の見直しを検討するとともに、一人当たり介護費の地域差縮減等に寄与する適正化計画となるよう、パッケージを国として示すこととする。

また、適正化主要5事業については、更なる効果検証や事業内容の再検討を行い、真に介護費の抑制に寄与し、地域差の縮減につなげるための適正化事業を実施するよう見直す。

これらの事業に取り組んだ結果、介護費を抑制した都道府県と保険者へ調整交付金等の財政支援の重点化を図ることなどにより、国としても介護給付適正化に向けたインセンティブを発現させる方策を検討していく。

### 【参考】経済財政運営と改革の基本方針2021（抄）

一人当たりの介護費の地域差縮減に寄与する観点から、都道府県単位の介護給付費適正化計画の在り方の見直しを含めたパッケージを国として示し、市町村別にその評価指標に基づき取組状況を見える化する。また、調整交付金の活用方策について、第8期介護保険事業計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方団体等と議論を継続する。